

令和6年 第9回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和6年9月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 1時43分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 上田 俊介 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第9回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に7番委員並びに8番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局	3条の番号1、番号2は受人が同一のため一括審議をお願いします。 3ページ番号1をご覧ください。受人 ○○町大字○○△△△番地 ○○ ○○ 渡人 ○○町大字○○△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○ 字○○○△△△番 地目 畑 面積1, 429㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地14, 524㎡、借受地2, 472㎡、貸付地1, 227㎡ 取得状況 平成17年12月30日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 2 経態 専業 所有機械 トラクター1台、軽トラック3台、1.5トント ラック1台 位置 農用地区域 受人の自宅から500m。 続きまして番号2をご覧ください。 受人 ○○町大字○○△△△番地 ○○ ○○ 渡人 ○○町大字○○△△ △△番地△ ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番 地目 畑 面積1, 054㎡ 権利内容から貸付地までは先ほどの番号1と同一であるた め読み上げは省略します。取得状況 令和3年7月9日 相続 不耕作から位 置も先ほどと同一でございます。 4ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状 況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。 受人の耕作地を確認しましたが、不耕作地をありませんでした。 受人は現在69歳の専業農家で、本人と妻が農業従事しており、花卉を栽培し ています。申請地取得後も、花卉を生産するとのことでした。 申請理由は、渡人は高齢で農地の維持管理が困難になったため、近くの農地を 耕作している受人に譲り渡したいとのことでした。 以上番号1、番号2の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	農地法第3条の規定による番号1、番号2を審議いたします。4番委員より補 足説明がありましたらお願いします。
4番委員	先日申請人から連絡あり、現地を確認してきました。場所は受人の耕作地の近 くの農地で、申請地取得後は花卉栽培を行うとのことでした。問題はないと思いま すのでご審議よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いいたします。

[illegible]

	番、△△△△番、△△△△番、△△△△番 地目 田 13筆 14,593.99㎡ 転用目的 倉庫 権利内容 所有権 申請内容 倉庫3494.70㎡ 倉庫3462.93㎡ 事務所 167.50㎡ 計7125.13㎡ 取得状況 平成29年10月1日 売買ほか 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域 宅地から50m 7ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。公図になります。次のページをご覧ください。配置図になります。 申請人は、関東一円に運送倉庫業を展開している、〇〇町に本社および大規模流通センターを擁する企業で、〇〇地内でも以前から物流倉庫を運営しています。現在のインターネット販売拡大の社会情勢により事業規模を拡大しており、自社倉庫のほかに外部委託による倉庫を確保している状況ですが、数年前から経済的に有利な自社倉庫の新設計画を検討していたところ、〇〇事業所と〇〇スマートインターＩＣが至近距離である申請地において地権者と交渉を行い、承諾が得られたため、今回の申請に至りました。 道路接続については、申請地北と東に町道があり、東側道路から水道の取り出しと、合併浄化槽での排水となります。 申請地は〇〇駅から500メートル以内に位置するため、国の運用通知に基づき、第2種農地となっております。 以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。1番委員から補足説明があればお願いいたします。
1 番委員	先月の申請内容と同じとのことですので、不備書類が揃っていれば問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久1番	意見は特にありません。ご審議をお願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1につ

	いて、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第3号議案 農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。 11ページをご覧ください。農用地利用集積計画について審議していただきます。農用地利用集積計画とは農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地所有者が、耕作者に農地の賃借権等を設定する手続きで、農地所有者、耕作者等から申し出のあった内容を町が精査し当該計画(案)を作成し、農業委員会に決定を求めるものです。 農地の貸し借りは、大きく分けて2つの方法があり、農地所有者と耕作者の相対で契約を結ぶ貸借と農地中間管理事業という農地所有者と耕作者の間に農地中間管理機構が入り貸借の契約を結ぶ方法があります。 今回の議案では、農地中間管理事業ではなく、相対で契約を結ぶ利用権設定の申請になります。よろしく願いいたします。 それでは11ページをご覧ください。こちらは町が申し出に基づき作成した農用地利用集積計画(案)の概要になります。 左から説明させていただきます。利用権の設定期間・種類 令和6年から3年間、5年間、6年間、10年間・賃貸借及び使用貸借 合計面積 田52,454㎡ 畑41,162㎡ 計93,616㎡ 貸手 22 借手 13 筆数83 借賃 5,000円～50,000円、30kg～45kg及び使用貸借となっております。次に12ページから14ページをご覧ください。こちらは計画の内容になります。左から農地所有者と耕作者の氏名・住所、続いて農地の地番情報、利用権の設定期間、借賃等が記載されております。合計83筆になります。 続きまして、15ページをご覧ください。 こちらは麦作(ウラ作)の利用権設定の申請になります。麦作なので期間は11

	月～6月までの期間借地となります。令和6年から2年間、3年間、5年間、6年間、10年間の使用貸借 合計面積 田63,909㎡ 畑11,611㎡、計75,520㎡ 貸手24 借手20 筆数53 議案書16ページの番号1から番号35までが新規の分、17ページの番号36から番号53までが再設定の分となっております。ご審議をお願いいたします。
議 長	農用地利用集積計画（案）について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。1番委員
1番委員	賃料が高い筆があるようですが、何か理由があるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	賃料につきましては、所有者と耕作者で決めていただき申し出をしていただいております。該当の筆の賃料が高い理由を申請人に伺ったところ、植木の栽培を行うとのことで、通常より高い賃料になっているとのことです。
議 長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画（案）について、（案）の通り決定してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手） 賛成全員につき、決定します。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。

会長代理	以上をもちまして、第9回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。
上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和6年9月25日 議 長 署名委員 署名委員	